

# 平成17年智頭町条例第27号

## 智頭町個人情報保護条例

### 目次

第1章 総則(第1条 第5条)

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い(第6条 第11条)

第2節 開示、訂正及び利用停止の請求(第12条 第29条)

第3節 不服申立て(第30条 第31条)

第3章 智頭町個人情報保護審査会(第32条)

第4章 雑則(第33条 第38条)

第5章 罰則(第39条 第44条)

附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重のために個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、町の保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求め権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

(2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者、病院事業の管理者及び議会をいう。

- (3) 行政文書等 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては、認識することのできない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (4) 個人情報取扱事務 実施機関が個人情報を収集し、実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供し、及び管理する事務（実施機関以外の者に委託して行うものを含む。）であって、当該個人情報を行政文書等に記録するものをいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

#### （実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるとともに、個人情報の保護に関する町民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関及びその職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例の適用に当たり、個人及び事業者の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### （町民の責務）

第4条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する町の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに関し、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### （事業者の責務）

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する町の施策に協力するとともに、その事業に関し、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

### 第1節 個人情報の取扱い

( 個人情報取扱事務の登録 )

第6条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、町長に届け出なければならない。

- ( 1 ) 個人情報取扱事務の名称
- ( 2 ) 個人情報取扱事務の目的
- ( 3 ) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- ( 4 ) 個人情報取扱事務の対象者の範囲
- ( 5 ) 個人情報の項目
- ( 6 ) 個人情報の収集方法
- ( 7 ) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した事項を変更し、又は当該登録に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、前2項の規定により届出のあった事項を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、町の職員又は町の職員であった者の個人情報であって、当該町の職員又は町の職員であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務については、適用しない。

( 収集の方法及び制限 )

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにするとともに、適法かつ公正な手段により、当該目的の達成のために必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び信仰に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ( 1 ) 法令等の規定に基づくものであるとき。
- ( 2 ) 前号に掲げるもののほか、実施機関が智頭町個人情報保護審査会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認めるとき。

3 第1項の規定による個人情報の収集は、本人から行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づいて収集するとき。
  - (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて収集するとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 他の実施機関から収集する場合であって、当該他の実施機関から収集することがやむを得ないと認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。
- 4 前項第6号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ智頭町個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集した目的以外に利用し、又は当該実施機関以外のものに提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (2) 法令等の規定に基づくとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 個人情報を利用することが実施機関の所掌する事務の遂行に必要であり、かつ、欠くことができないものであって、当該利用により当該本人又は本人以外の者の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合において、当該個人情報を当該実施機関で収集した目的以外の目的に利用し、又は他の実施機関に提供するとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が智頭町個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当な理由があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項（第5号を除く。）の規定により実施機関以外の者に個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。
- 3 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講

じられていると認める場合を除き、実施機関以外の者に対し、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手することができる状態にあるものに限る。）を用いて、個人情報を提供してはならない。

#### （適正管理）

第9条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務の執行に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに、廃棄し、又は消去しなければならない。

#### （職員等の義務）

第10条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

#### （委託等に伴う措置等）

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託しようとするときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

- 2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関から委託された個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 4 前3項の規定は、実施機関が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定の基づき同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

### 第2節 開示、訂正及び利用停止の請求

(開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報(第6条第4項の事務に係るものを除く。)について開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 開示請求は、本人がすることができないやむを得ない理由があると認められる場合は、代理人によってすることができる。

(開示請求の手続)

第13条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 代理人によって開示請求をする場合は、その理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(実施機関の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に開示することができないと明示されている情報
- (2) 開示することにより、個人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、本人に開示しないことが適当であると認められるもの
- (4) 町又は国、独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは他の地方公共団体が行う監督、監査、検査、取締り、許可、認可、試験、契約、交渉、争訟その他

の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施に著しい支障があると認められるもの

(5) 本人以外の者の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害すると認められるもの

(6) 未成年者の法定代理人により開示請求がされた当該未成年者に係る情報であって、開示することにより、当該未成年者の利益に反することとなると認められるもの

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離でき、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるときは、当該不開示情報に係る部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

(裁量的開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、本人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、開示請求書が提出されたときは、当該請求があった日から起算して15日以内に、開示を行うかどうかの決定(以下「開示決定等」という。)を行わなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通

知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の決定を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないこととする旨の決定を行ったときは、前項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に国、独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは他の地方公共団体及び当該本人以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を第16条の規定により開示しようとするときは開示決定等に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期間を短縮することができる。
  - (1) 当該個人情報を速やかに開示しなければならない公益上の必要があるとき。
  - (2) 反対意見書を提出した者の権利利益を害さないことが明らかであるとき。
- 4 前項の場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第20条 実施機関は、個人情報を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該個人情報を開示しなければならない。

- 2 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。



- (1) 文書、図画、写真又はスライド(以下「文書等」という。)に記録されている個人情報 当該文書等の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
  - (2) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物であって電子計算機による処理を行うもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている個人情報 当該磁気テープ等の当該個人情報に係る部分を印字装置により出力した物の閲覧又は写しの交付
  - (3) 録音テープ又は録画テープに記録されている個人情報 当該録音テープ又は録画テープの当該個人情報に係る部分を再生装置により再生したものの視聴
  - (4) その他の物に記録されている個人情報 前3号に規定する方法に準じた方法
- 3 実施機関は、行政文書等を開示することにより、当該行政文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、これに代えて、当該行政文書等の写しにより開示を行うことができる。
- 4 第13条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(訂正請求権)

- 第21条 何人も、自己の個人情報について事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正(追加及び抹消を含む。)を請求することができる。
- 2 前項の請求(以下「訂正請求」という。)は、本人が請求することができないやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によってすることができる。

(訂正等の請求の手續)

- 第22条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。
- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
  - (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 訂正請求の内容
  - (4) 代理人によって訂正請求をする場合は、その理由
  - (5) その他実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に、自己が当該訂正請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類及び当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第13条第3項の規定は、訂正請求書に形式上の不備があると認める場合について準

用する。

(訂正請求に対する決定等)

第 23 条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求があった日から起算して 30 日以内に、訂正をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第 3 項において準用する第 13 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の決定をしたときは、速やかに、訂正請求者に対し、当該決定の内容(訂正しない旨の決定であるときは、その理由を含む。)を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、個人情報訂正の旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る個人情報を訂正しなければならない。

(訂正をしない個人情報)

第 24 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の訂正をしない。

- (1) 法令等の規定により訂正をすることができないとされている情報
- (2) 実施機関に訂正をする権限がない情報
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、訂正をしないことに正当な理由がある情報

(利用停止請求)

第 25 条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

- (1) 第 7 条の規定に違反して収集されたとき、第 8 条の規定に違反して利用されているとき又は第 9 条第 3 項の規定に違反して消去されていないとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第 8 条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 前項の請求(以下「利用停止請求」という。)は、本人が請求することができな

いやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によってすることができる。

(利用停止請求の手續)

第 26 条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止請求の内容及び理由
- (4) 代理人によって利用停止請求をする場合は、その理由
- (5) その他実施機関が定める事項

2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に、自己が当該利用停止請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第 13 条第 3 項の規定は、利用停止請求書に形式上の不備があると認める場合について準用する。

(利用停止の義務)

第 27 条 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第 28 条 実施機関は、第 26 条第 1 項の利用停止請求書が提出されたときは当該利用停止請求書が提出された日から起算して 30 日以内に、利用停止請求に係る個人情報を利用停止するかどうかの決定をしなければならない。ただし、この場合においては、第 18 条第 1 項ただし書の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、利用停止請求書を提出した者(以下「利用停止請求者」という。)

に対して、延長する理由及び期間を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求者に対して、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、個人情報を利用停止しない旨の決定をしたときは、当該決定の理由を付記しなければならない。
- 4 実施機関は、個人情報を利用停止する旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求に係る個人情報を利用停止しなければならない。

#### (費用負担)

第29条 個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は、無料とする。ただし、個人情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

### 第3節 不服申立て

#### (審査会への諮問)

第30条 実施機関は、第18条第1項、第23条第1項又は第28条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、当該不服申立てが不適法であり、却下する場合を除き、智頭町個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者(その者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した者(その者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

#### (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第31条 第19条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表

示している場合に限る。)

### 第3章 智頭町個人情報保護審査会

(個人情報保護審査会)

第32条 次に掲げる事務を行わせるため、智頭町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- (1) 第7条第2項第2号、第7条第4項及び第8条第1項第6号の規定により、実施機関に意見を述べること。
- (2) 第30条第1項に規定する諮問に応じて審議すること。
- (3) その他この条例の運用に関する重要事項について、実施機関に意見を述べること。

2 審査会は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する委員5人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会の会議は、公開としない。

5 審査会は、必要があると認めるときは、関係者又は参考人に対し、会議に出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

6 審査会は、不服申立人又は参加人(以下「不服申立人等」という。)から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 前項本文の場合においては、不服申立人等は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は審査会が定める。

### 第4章 雑則

(苦情の処理)

第33条 実施機関は、当該実施機関による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があ

ったときは、必要な調査を行った上、適正かつ速やかに、これを処理するよう努めなければならない。

2 町長は、事業者による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、適正かつ速やかに、これを処理するよう努めなければならない。

3 町長は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は個人情報の適正な取扱いについての助言若しくは指導をすることができる。

( 国、独立行政法人等、地方独立行政法人又は他の地方公共団体との協力 )

第 34 条 町長は、事業者による個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国、独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

( 運用状況の公表 )

第 35 条 町長は、毎年この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

( 出資法人の個人情報保護 )

第 36 条 町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人は、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

( 適用除外等 )

第 37 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

( 1 ) 統計法 ( 昭和 22 年法律第 18 号 ) 第 2 条に規定する指定統計を作成するために収集された個人情報

( 2 ) 統計法第 8 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査により収集された個人情報

( 3 ) 統計報告調整法 ( 昭和 27 年法律第 148 号 ) の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告 ( 同法第 4 条第 2 項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。 ) の徴集により得られた個人情報

( 4 ) 町の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されている行

政文書等に記録されている個人情報

2 他の法令等（智頭町情報公開条例を除く。）に個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に関する規定があるときは、当該他の法令等の定めるところによる。

（委任）

第 38 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 第 5 章 罰則

（罰則）

第 39 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 11 条の規定に基づき個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書等であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索ができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 40 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書等に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 41 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 42 条 第 32 条第 8 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 43 条 第 39 条から前条までの規定は、町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 44 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項第 2 号、第 7 条第 4 項、第 8 条第 1 項第 6 号及び第 32 条の規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集若しくは利用又は提供は、この条例の施行の日以後においては、この条例の規定により行われたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報取扱事務に係る第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」とする。

### ( 智頭町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の廃止 )

- 4 智頭町電子計算組織により処理する個人情報の保護に関する条例(昭和 62 年 9 月 智頭町条例第 18 号)は、廃止する。